

会社経営者を支援する会社運営のサポートブック
法務リスクでつまづくことなく事業に専念するための1冊

これ
1冊で
わかる

会社運営と 書式対応の基本

起業まもない会社が法的リスクでつまづかないために

Basic Legal Standards for
Company Operation with Templates

会社運営と 書式対応の基本

起業まもない会社が
法的リスクでつまづかないために

【編著】吉川 達夫 ニューヨーク州弁護士
野澤 澄也 税理士

【著】宗像修一郎 ニューヨーク州弁護士 外資系事業会社法務部長
高仲 幸雄 弁護士 中山・男澤法律事務所
原田 真 弁護士 アクセス総合法律事務所
山崎 ふみ 弁護士 ベーカー&マッケンジー法律事務所
赤羽 彩美 司法書士 司法書士法人大城節子事務所
末廣日出則 税理士 末廣日出則税理士事務所



モデル書式ダウンロード可能
法務リスクでつまづくことなく事業に専念するために

第一法規

各分野の専門家が集結

【編著】吉川 達夫 (ニューヨーク州弁護士)
野澤 澄也 (税理士)

【著】宗像修一郎 (ニューヨーク州弁護士 外資系事業会社法務部長)
高仲 幸雄 (弁護士 中山・男澤法律事務所)
原田 真 (弁護士 アクセス総合法律事務所)
山崎 ふみ (弁護士 ベーカー&マッケンジー法律事務所)
赤羽 彩美 (司法書士 司法書士法人大城節子事務所)
末廣日出則 (税理士 末廣日出則税理士事務所)

A5判・400頁 定価：3,520円 (本体：3,200円+税10%)

法務担当者を採用する余裕はない

気軽に相談できる社外弁護士などの専門家も身近にいない

という悩みを抱えている方、必読

- 会社運営において業務場面別におさえておきたい法的側面と確認必須ポイントを解説。
- 顧客、取引先、従業員との関係における法的リスクを理解することができる内容。会社経営者が事前に法務面の不備を防ぐことできる構成。
- モデル書式を多数収録し、書式のダウンロードも可能。ダウンロードした書式をアレンジし活用することで、書類作成の負担も削減。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 会社の契約と書式対応

- 1 守秘義務契約
- 2 協定書
- 3 金銭消費貸借契約
- 4 代理店契約
- 5 業務委託契約
- 6 完成物納入契約
- 7 労働契約
- 8 和解契約
- 9 変更契約
- 10 合意解除・合意解約契約

第2章 つまづきやすい法的リスクと書式対応

- 1 特定商取引法
- 2 消費者保護法
- 3 製造物責任法
- 4 特許法、商標法
- 5 個人情報保護法
- 6 公益通報者保護法

第3章トラブル発生時の書式対応

- 1 支払いに関するトラブルと書式
- 2 品質クレームに関するトラブルと書式
- 3 コンプライアンス違反に関するトラブルと書式

第4章 会社運営の法務と書式対応

- 1 株主総会
- 2 取締役
- 3 取締役会
- 4 資金調達とM&A
- 5 合同会社

第5章 会社の登記と書式対応

- 1 商業登記の重要性
- 2 役員変更登記
- 3 定款変更（商号・本店・目的等の変更）
- 4 印鑑

第6章 会社の会計、税務と書式

- 1 会社設立後に起きる変化
- 2 電子申告・納税
- 3 会社設立後の税務署等への届出書類
- 4 会計処理の実務
- 5 損益（もうけ）と収支（資金繰り）
- 6 創業期の資金調達方法と効果
- 7 消費税
- 8 固定資産の会計と税務
- 9 法人税等の計算・申告・納税

【債権者間協定】

一般に各債権者はそれぞれの判断に基づき自らの立場を保全するためにその権利を行使するが、特定の事業やプロジェクトにおいては不都合が生じることがある。ここでは債権者が権利を行使するには債権者間で意思の統一を図ることを定めている。

第5条（報告事項）

借入人は、以下の事項が発生した場合、直ちに各貸出人に当該事項の詳細を報告するものとする。

- (1) 災害若しくは業務に起因する重大な損害の発生、又はかかる損害を招来するおそれのある事象の発生
- (2) 第三者から借入人に対する、破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始、特別清算開始、若しくはその他の倒産手続開始の申立て
- (3) 借入人に対する、訴訟、仲裁、調停、強制執行その他司法上又は行政上の手続きの開始
- (4) 借入人の事業計画の実現に変更を招来するおそれのある事項
- (5) 借入人の事業、業務、資産、負債、損益の状況、又はその事業の見込みに影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) その他貸出人グループが合理的に報告を要求する事項

第6条（調査・質問）

各貸出人は、本協定書又は自己の借入人に対する金銭消費貸借に基づく権利を確保するため必要があると認めるときは、借入人及び経営株主に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができ、質問に対する回答を求めることができる。

第7条（取締役会の開催）

借入人は、毎月1回以上定例取締役会を開催し、各取締役による業務執行の状況報告及び月次決算表（貸借対照表、損益計算書及び資金繰表を含む）の報告を行う。各出席者への招集通知は、会日の1週間前までに発送しなければならない。

取締役会設置会社の場合、会社法上は取締役会を3か月に1回以上開催することが求められている（会社法363条2項）。しかし、特定の事業やプロジェクトにおいては取締役会の開催を法令の規定以上に高めることを当事者間で定め、取締役会のインシデントでプロジェクトなどが一定の計画に従い推進されるよう取り扱うことがある。

第8条（協定の終了）

- 1 本協定書は以下の場合に終了する。
 - (1) 本協定書当事者が本協定書の終了を全員一致で合意した場合
 - (2) すべての借入人の貸出人に対する借入人が返済された場合
- 2 本協定書の終了は将来に向かってのみその効力を生じ、本協定書に別段の定めがある場合を除き、本協定書終了前本協定書に基づき発生した権利及び義務は本協定書終了による影響を受けない。

第9条（他の契約の制約）

借入人及び経営株主は、貸出人以外の第三者との間で本協定書の内容と同一又は類似の目的を有する契約の締結若しくは合意を行ってはならない。

プロジェクト協定書で当事者間の関係を定めたとしても、これと矛盾する内容の契約が他者と結ばれた場合、事業やプロジェクトが計画どおりに進まないことになり、貸入人などの当事者の利益が害されることになる。このような状況を防ぐため、プロジェクトなどに関する同様の契約の締結を制限することができる。

9 法人税等の計算・申告・納税

法人は定款で定めている決算期ごとに、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）を作成しなければならない（会社法435条2項、会社計算規則59条）。そして事業年度終了の日の翌日から2か月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき確定申告書を提出し、法人税を納税しなければならない（法人税法74条、77条）。

Points

【法人税とは】

法人税とは、法人の所得に対して課される税金であるが、法人の所得に係る税には国税である法人税、地方法人税、地方法人特別税（2019年10月1日前開始事業年度に適用）、特別法人事業税（2019年10月1日以後開始事業年度に適用）、地方税である法人住民税（限民税および市民税）、事業税がある。

【決算利益と所得金額】

法人税の課税標準は各事業年度の所得の金額（法人税法21条）であるが、その各事業年度の所得の金額は、法人の決算利益を基礎として益金から損金を控除することで計算される（法人税法22条）。決算利益と所得金額の計算は次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{決算利益} &= \text{収益} - \text{費用} - \text{損失} \\ \text{所得金額} &= \text{益金} - \text{損金} \end{aligned}$$

収益と益金、費用・損失と損金は法人決算と法人税では一致しないものがあるため、その不一致である部分を調整する必要がある。決算利益に不一致となっている部分の金額を加減することで所得金額を計算するが、この調整を申告調整という。

Key Legal Terms

● 法人税の税率（法人税法66条）

区分	事業年度開始日	
	2019年4月1日以後	2021年4月1日以後
中小法人、一般社団法人	年800万円以下 15%	19%
人、人格のない社団等	年800万円超 23.2%	
上記以外の普通法人	23.2%	

(注) 中小法人とは、普通法人のうち期末資本金が1億円以下のもの（資本金の額が5億円以上の法人等により発行済株式の100%を直接または間接に所有されている子法人等を除く）をいう（法人税法57条11項1号、66条2項、66条6項2号、3号）。

● 地方法人税の税率（地方法人税法10条）

基準法人税額×税率（2019年10月1日前開始事業年度は4.4%、以後は10.3%）で計算する。
(注) 基準法人税額とは、所得税額控除、外国税額控除等適用前の法人税額をいう。

● 法人住民税の税率

(1) 法人税額

	2019年9月30日以前開始事業年度		2019年10月1日以後開始事業年度	
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率
道府県民税	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

→ 第一法規

検索

CLICK!

申込書〈第一法規刊〉

これ1冊でわかる 会社運営と書式対応の基本
— 起業まもない会社が法的リスクでつまづかないために —

● 定価3,520円（本体3,200円＋税10%） [コード067280]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのお購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込)	3万円以下の場合、440円(税込)	10万円以下の場合、660円(税込)

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用
いただけません。

年 月 日

〒 _____
ご住所

機関名

部署名

公用
 私有

フリガナ

ご氏名

TEL _____

様 ㊞

E-mail _____

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

FAX.0120-302-640

書店印